

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

(2)

「関連監督当局等」とは、()日本の中央銀行、財務当局、

本号の規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期間内に代替参照レートを決定することができない

Vertical line on the left side of the page.

Vertical line in the middle of the page.

Vertical line on the right side of the page.

|

4 財務代理人

- (1) 当社は株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2021年10月8日付株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第14回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)第9項に定める公告の方法により社債権者に通知する。
- (4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求または通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第739条に定める決議を行うことができない。

6 債務免除特約

- (1) E03606)

(3) 本社債の社債要項に反する支払

債務免除事由が発生した後、本社債にもとづく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第1号にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。)の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(4) 相殺禁止

債務免除事由が発生した場合、本社債にもとづく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第1号にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。)の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

7 元金回復特約

(1) 損失吸収事由の発生により本(注)第6項第1号にもとづき本社債にもとづく元金の一部の支払義務が免

(停止条件)

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前まで
E03606)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書および本発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスクおよび留意事項を特に考慮する必要があります。ただし、本社債の取得時、保有時および処分時における個別的な課税関係を含め、本社債に対する投資に係るすべてのリスクおよび留意事項を網羅したものではありません。当社の事業等のリスクについては、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に掲げた有価証券報告書および四半期報告書に記載された「事業等のリスク」をご参照ください。

当社が本社債を任意に償還するためには、自己資本比率規制上必要とされる条件を満たすことが必要であり、また、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受ける必要があります。しかしながら、当社が本社債を任意に償還しようとする場合において、かかる本社債の償還のための条件を

(8) 規制および規制の変更に関するリスク

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。